

職業紹介における手数料および返戻金制度について

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>1000 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>30 %</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>30 %</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やその為の調査・探索	着手金 300000 円 活動 1 日当たり 25000 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 30 %
就職を安易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	手数料負担者は 求人者 とします。 成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>30 %</u> 手数料負担者は 関係雇用主 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

＜返戻金制度について＞

当社より紹介した方の雇用契約が短期間で終了した場合（本人の自己都合退職又は本人の責による解雇の場合に限る）、求人者から申し受けた紹介手数料の一部を、原則として以下の割合で払い戻しいたします。

- ・入社後 2 週間以内に雇用契約が終了した場合 100%
- ・入社後 2 週間を超え 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 75%
- ・入社後 1 ヶ月を超え 2 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- ・入社後 2 ヶ月を超え 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20%
- ・入社後 3 ヶ月を超え 6 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 5%

ただし、紹介予定派遣により紹介し採用された場合、及び、派遣先から求人を受け付け、当該派遣先で就業した派遣労働者を紹介し採用された場合には、紹介手数料の払い戻しはいたしません。

許可番号 27ユ - 303196

事業所の名称及び所在地 株式会社 e e

大阪府大阪市中心区常盤町 2-1-13 5F